

議案第 39 号 三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】 民間活力導入を視野に入れて三田市野外活動センターの施設利用について、多様な利用ニーズに柔軟に応えるために設置目的を青少年育成施設からレクリエーション施設に転換するとともに、安全面や快適性を考慮しながら利用者ニーズが高い日帰りが可能な施設及び使用時間、使用期間を限定した開所とするために、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 なし

【改正内容】 設置目的、事業、休業日及び使用時間、使用することができる者の資格、使用料、許可の制限、指定管理者による管理
第 1 条中「及び集団生活等」及び「心身の健全な発達と」を削る。
第 3 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。
第 4 条の表を次のように改める。

休業日	使用時間
1 1 月 1 日から翌年の 4 月 3 0 日まで	午前 1 0 時から午後 6 時まで

第 4 条の 2 を削る。

第 6 条第 2 項を削る。

第 7 条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条中「別表に定める」を「次の表に定める区分に応じ」に改め、同条に次の表を加える。

区分	使用料
本市の市民	1 0 0 円
本市の市民以外の者	2 0 0 円

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 前項に定める使用料のほか、まき、ガス、燃料等を使用する場合は、市長が別に定める額を実費徴収する。

第 1 4 条の 2 第 3 項中「及び別表」を削り、「第 4 条中「臨時に」とあるのは「市長の承認を得て臨時に」と、「午後 9 時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て午後 9 時まで延長」と、「翌日の午後 5 時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て翌日の午後 5 時まで延長」と、第 4 条の 2 第 3 号中「適当と」とあるのは「市長の承認を得て適当と」を「第 7 条第 2 項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」に改め、「と、別表備考第 2 項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」

を削る。

第14条の3第2項中「別表」を「第7条第1項の表」に改める。
別表を削る。

【施行期日】 令和6年4月1日

【予算措置】 3,692千円（管理運営費）

【その他】 条例改正に伴い、関係規則の整備を行う。